

令和8年6月2日 招 集

令和8年第4回本市議会定例会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第37号	村山市市税条例の一部を改正する条例について……………	4
2	議第38号	村山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	9
3	議第39号	令和8年度村山市一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
4	議第40号	令和8年度村山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
5	議第41号	財産の取得について……………	10
6	議第42号	工事請負契約の一部変更について……………	11
7	議第43号	村山市基点レクリエーションセンターの指定管理者の指定の一部変更について……………	12
8	議第44号	市道路線の認定及び廃止について……………	13
9	議第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	15
10	議第46号	農業委員会委員の選任について……………	16
11	議第47号	農業委員会委員の選任について……………	17
12	議第48号	農業委員会委員の選任について……………	18
13	議第49号	農業委員会委員の選任について……………	19
14	議第50号	農業委員会委員の選任について……………	20
15	議第51号	農業委員会委員の選任について……………	21
16	議第52号	農業委員会委員の選任について……………	22
17	議第53号	農業委員会委員の選任について……………	23
18	議第54号	農業委員会委員の選任について……………	24
19	議第55号	農業委員会委員の選任について……………	25
20	議第56号	農業委員会委員の選任について……………	26
21	議第57号	農業委員会委員の選任について……………	27
22	議第58号	農業委員会委員の選任について……………	28
23	議第59号	農業委員会委員の選任について……………	29
24	議第60号	農業委員会委員の選任について……………	30

25	議第61号	農業委員会委員の選任について……………	31
26	議第62号	農業委員会委員の選任について……………	32
27	議第63号	農業委員会委員の選任について……………	33

報 告

報第1号	村山市土地開発公社、株式会社村山市余暇開発公社及び一般財団法人 村山市スポーツ協会に係る経営状況説明書について……………	34
報第2号	村山市一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	35
報第3号	村山市水道事業会計予算繰越計算書について……………	37
報第4号	村山市下水道事業会計予算繰越計算書について……………	39

以上別紙のとおり

令和8年6月2日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第37号

村山市市税条例の一部を改正する条例について

村山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市市税条例の一部を改正する条例（案）

村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第26条第1項ただし書中「及び第27条の3第1項」を「並びに第27条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第27条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。))

る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第51条中「土地にあつて」を「土地又は家屋にあつて」に改め、「、家屋にあつては20万円」を削り、「あつては150万円」を「あつては180万円」に改める。

第111条第3号中「及び高等学校」を「、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

附則第4条の4中「又は附則第15条の8第1項」を「、附則第15条の7の2第1項又は附則第15条の8第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改

める。

附則第4条の5の2中「第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第15条の3の2を次のように改める。

(特定暗号資産等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の7の2第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の7の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額

若しくは附則第15条の7の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条第1項、第27条の2第1項第2号及び第27条の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定 令和9年1月1日
- (2) 第51条の改正規定 令和9年4月1日
- (3) 第22条の2第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)及び附則第4条の5の2の改正規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第4条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分を除く。)及び第15条の3の次に1条を加える改正規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の村山市市税条例(以下「新条例」という。)第27条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出した改正前の村山市市税条例(以下「旧条例」という。)第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第4号に掲げる規定による改正後の村山市市税条例附則4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第3項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属す

る年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条3の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第38号

村山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

村山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年村山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号ア中「971ヘクタール」を「990ヘクタール」に改め、同号イ中「17,900人」を「14,980人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公共下水道事業計画の見直しに伴い、計画区域面積及び計画処理人口を変更するためこれを提案する。

議第41号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

1 財産の表示

LED照明器具

2 取得価格

17,688,000円

3 取得の相手方

東京都渋谷区桜丘町20番4号

株式会社NEXYZ.

代表取締役 大前成平

提案理由

村山市総合文化複合施設甕葉プラザのLED照明器具を取得するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当するためこれを提案する。

議第42号

工事請負契約の一部変更について

クアハウス基点SPAプール改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和7年11月5日 議第58号	契約金額	306,350,000円	302,610,000円

提案理由

工事の施工にあたり、設計の一部を変更して実施する必要があるためこれを提案する。

議第43号

村山市基点レクリエーションセンターの指定管理者の指定の一部変更について

村山市基点レクリエーションセンターの指定管理者の指定事項の一部を次のとおり変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和7年12月16日 議第66号	指定の期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

提案理由

当該施設に係る指定管理者の指定期間を変更するためこれを提案する。

議第44号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止を次のとおり行いたいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

1 認定路線

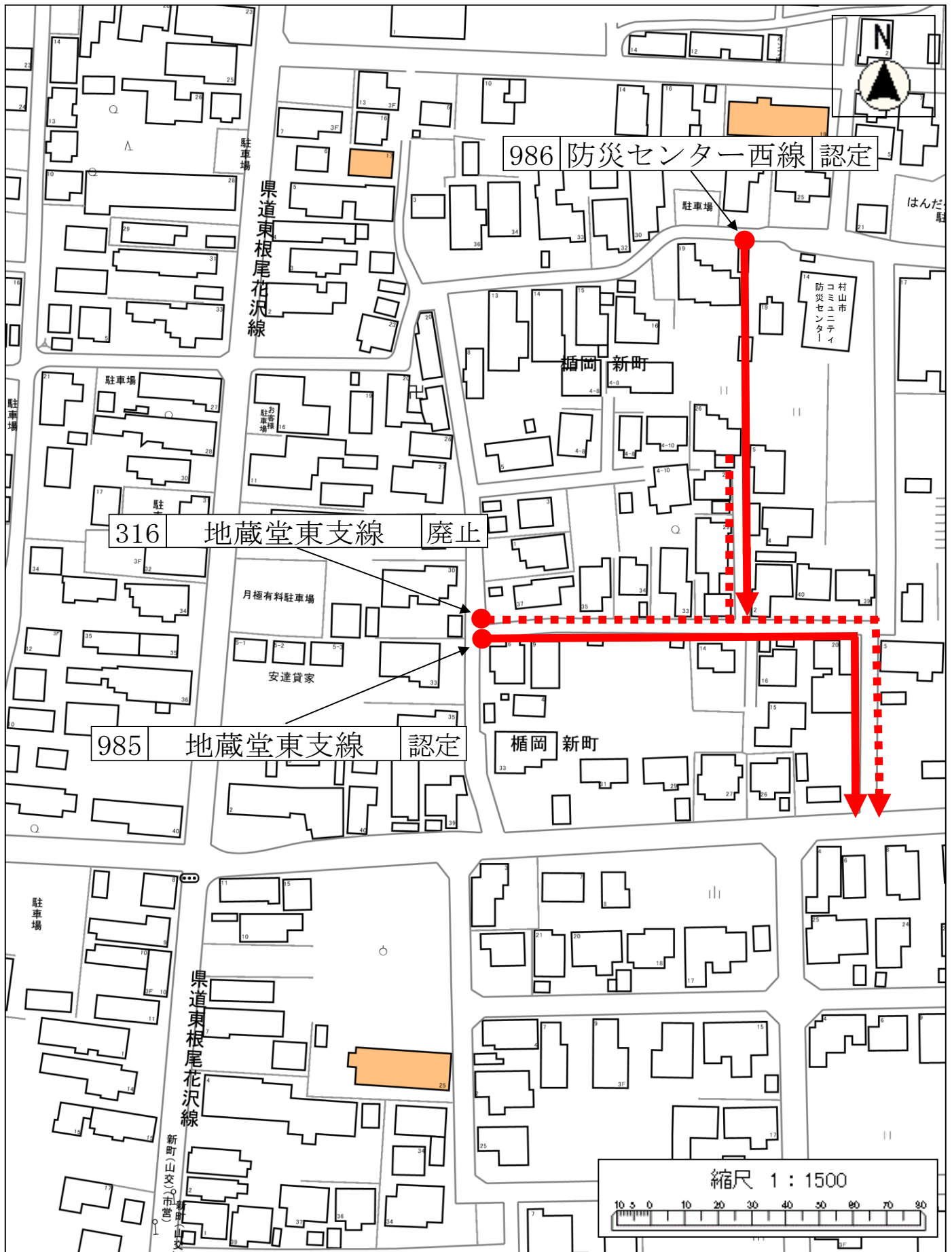
整理番号	路線名	起 点	終 点	参 考
985	地蔵堂東支線	起点	村山市楯岡新町二丁目5002番17地先	延長 176.9 m
		終点	村山市楯岡新町二丁目16番6地先	幅員 3.8~6.5 m
986	防災センター西線	起点	村山市楯岡新町二丁目5000番2地先	延長 120.4 m
		終点	村山市楯岡新町二丁目5002番35地先	幅員 4.3~6.0 m

2 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	参 考
316	地蔵堂東支線	起点	村山市楯岡新町二丁目5034番5地先	延長 223.1 m
		終点	村山市楯岡新町二丁目16番6地先	幅員 3.8~6.5 m

提案理由

住宅地開発に伴い市道の区間見直しを行うためこれを提案する。



議第45号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市の固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

村山市河島山2番地59

柴 田 敏

昭和35年11月23日 生

提案理由

芦野祐助委員の任期が令和8年7月28日に満了するので、その後任者を新たに選任するためこれを提案する。

議第46号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市楯岡二日町4番36号

奥 山 金 弥

昭和43年11月26日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第47号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市楯岡楯12番5号

下 山 勝 宏

昭和41年4月12日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第48号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字河島甲1451番地20

結 城 正 志

昭和49年11月8日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第49号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字河島乙267番地

高 橋 昭

昭和29年6月18日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第50号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字名取58番地

原 田 浩 明

昭和35年11月3日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第51号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字櫛山2074番地

笹原 泉

昭和34年5月27日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第52号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字櫛山11番地

板 垣 厚 志

昭和26年4月4日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第53号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字大久保甲133番地1

門 脇 忠 教

昭和55年12月18日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第54号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字大久保乙128番地1

高 谷 英 樹

昭和46年7月6日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第55号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字湯野沢212番地

石 川 賢 也

昭和45年10月6日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第56号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字湯野沢25番地

海 老 名 正 度

昭和36年1月2日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第57号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字稲下175番地

太 田 一 男

昭和31年8月15日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第58号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字大槇1371番地

佐藤善洋

昭和37年6月6日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第59号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字白鳥669番地

青 柳 篤

昭和38年8月12日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第60号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字本飯田594番地

石 山 公 己

昭和40年10月9日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第61号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字土生田1997番地

川 田 雅 紀

昭和33年9月23日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第62号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字富並4220番地12

齋藤伊美子

昭和33年10月21日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

議第63号

農業委員会委員の選任について

次の者を本市の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字田沢907番地133

阿 部 憲 一

昭和48年1月12日 生

提案理由

令和8年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了するので、新たに選任するためこれを提案する。

報第1号

村山市土地開発公社、株式会社村山市余暇開発公社及び一般財団法人村山市スポーツ協会に係る経営状況説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、村山市土地開発公社、株式会社村山市余暇開発公社及び一般財団法人村山市スポーツ協会に係る令和7年度の決算及び令和8年度の事業計画に関する説明書を別冊のとおり提出する。

報第2号

村山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度村山市一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

令和7年度村山市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	諸収入		市債
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎冷温水管バルブ修繕事業	2,000,000	2,000,000						2,000,000
		次世代まちづくり開発促進事業補助金	12,329,000	12,329,000						12,329,000
		販業プラザ吊物設備等更新事業	4,206,000	4,206,000						4,206,000
		物価高対応子育て応援手当支給事業	52,635,000	1,989,665			1,989,665			
		物価高騰重点支援商品券事業	278,440,000	276,362,504	245,952,000					30,410,504
	3 戸籍住民基本台帳費	旧氏戸籍システム連携システム対応業務委託料	1,001,000	1,001,000			1,001,000			
		氏名振り仮名市町村記録システム改修業務委託料	1,056,000	1,056,000			1,056,000			
		戸籍附票システム改修業務委託料	1,848,000	1,848,000			1,848,000			
	3 民生費	1 社会福祉費	低濃度PCB含有廃棄物等収集運搬・処分業務委託料	692,000	692,000					
福祉センター低圧受電化工事			534,000	534,000						534,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	44,287,000	14,845,000			14,845,000			
		団体営土地改良事業負担金	2,210,000	2,210,000					2,100,000	110,000
	2 林業費	林道維持管理事業	1,553,000	1,553,000						1,553,000
7 商工費	1 商工費	余暇開発施設新型コロナウイルス対策事業継続補助金	10,000,000	10,000,000						10,000,000
		SPAプール改修整備事業	313,165,000	190,665,000					188,800,000	1,865,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	68,954,000	68,953,544		35,304,000			33,300,000	349,544
		桶岡まちなか再生整備事業	19,572,000	19,572,000		8,200,000			11,300,000	72,000
	4 都市計画費	駅西開発工事県負担金	77,000,000	77,000,000					77,000,000	
		新・道の駅むらやま整備事業	93,188,000	89,588,000		17,718,000			47,400,000	24,470,000
9 消防費	1 消防費	中央二丁目水害対策計画検討業務委託料	7,000,000	7,000,000						7,000,000
		県防災行政無線設置事業費負担金	26,780,000	26,780,000	79,123				26,700,000	877
10 教育費	3 中学校費	葉山中学校再整備事業	451,700,000	451,700,000	14,800,000	196,895,000			239,800,000	205,000
合 計			1,470,150,000	1,261,884,713	260,831,123	264,011,665	14,845,000	0	626,400,000	95,796,925

報第3号

村山市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度村山市水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

令和7年度村山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						工事負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	市道楯高東線 配水管布設替 工事 (R 7 繰 越)	22,418,000	0	22,418,000	0	22,418,000	0	0	繰越発注に より施工時 期の平準化 を図るため
		市道上ノ宿線 配水管布設替 工事 (R 7 繰 越)	12,254,000	0	12,254,000	0	12,254,000	0	0	繰越発注に より施工時 期の平準化 を図るため
		次世代まちづ くり開発促進 事業 楯岡笛 田地内配水管 布設工事 (R 7 繰越)	3,685,000	0	3,685,000	0	3,685,000	0	0	民間宅地開 発の計画工 程に合わせ 工事を行う ため
		楯岡低区配水 場No.1 配水用 逆止弁更新工 事	1,738,000	0	1,738,000	0	1,738,000	0	0	資材の製造 に時間を要 するため
計			40,095,000	0	40,095,000	0	40,095,000	0	0	

報第4号

村山市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度村山市下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

令和7年度村山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						工事負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	次世代まちづ くり開発促進 事業 楯岡笛 田地内下水道 整備工事（R 7繰越）	4,565,000	0	4,565,000	2,090,000	2,475,000	0	0	民間宅地開 発の計画工 程に合わせ 工事を行う ため
計			4,565,000	0	4,565,000	2,090,000	2,475,000	0	0	